

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市有校舎等使用料条例（昭和23年条例第30号）第1条	市立学校校舎等の使用の許可	教育委員会 総務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

市立学校校舎等の使用が次のいずれかに該当する場合は、許可する。

- （1）国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合は教育長が学校教育上支障がないと認めたとき。
- （2）市の指導監督を受け市の事務、事業を補佐し、又は代行する者が当該事務、事業の用に供するために使用する場合は教育長が学校教育上支障がないと認めたとき。
- （3）その他教育長が特にやむを得ないと認めたとき。

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例に規定されている条文を閲覧したい方は、申し出てください。